

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 大阪シティバス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	随時	● (教育啓発※)
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	随時	● (教育啓発※)
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進	随時	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	年1回程度実施	● (教育啓発※)
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 大阪バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席の適切な利用等について車内放送や画像掲出等の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	職員の接客向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	-	-	-
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 近鉄バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	随時	○	
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	随時	○
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	随時	○
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	随時	○
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	小学校における車椅子体験学習の実施	年1回	○

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定め、各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 南海バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席の適切な利用等について、車内放送及びステッカー掲出の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	随時	○
		接遇向上のための車いす乗車研修	年1回 (複数回に分散して実施)	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	不定期開催	○
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	小学校の「バスの乗り方教室」の実施協力	-	○

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 阪急バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	通年実施	● (教育啓発※)
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	年1回程度受講	● (教育啓発※)
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進	随時	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	年1回程度開催	● (教育啓発※)
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 関西空港交通株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	通年実施	● (教育啓発※)
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	年1回程度	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	年1回程度	● (教育啓発※)
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 京阪バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席を必要とされるお客様に座席を譲っていただく旨をバス車内の自動音声による啓発を引き続き実施する。	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	全ての社員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接客研修プログラム」に準拠した研修を実施する。	年2回実施	● (教育啓発※)
		主に現業の社員に対して、スロープ板および車いす固定装置の取り扱いに関する研修を継続的に実施する。	随時	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	外部団体等が実施するバリアフリーに関する研修に参加する。	随時	● (教育啓発※)
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪府が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 阪神バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	職員の接客向上や理解促進のための研修の実施	年1~4回程度開催	● (教育啓発※)
		職員の接客向上のための資格(サービス介助士)取得推進	随時	○
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	-	-	-
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	小学校における車椅子体験学習の実施	年1回程度実施	● (教育啓発※)

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 北港観光バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	車内に優先席の適切な利用等について、車内放送及びポスター掲示の実施	通年実施	● (教育啓発※)
	運転手への研修・教育の実施	運転手の接遇向上や理解促進のための研修の実施	年2回程度開催	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	年2回程度参加	● (教育啓発※)
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたうえで各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 日本交通株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先座席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	通年実施	● (教育啓発※)
		同上	適宜	○
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	適宜	○
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	適宜	○
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	-	-	-
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定めたくて各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。

教育啓発特定事業計画(バス車両)

【事業者名 阪急観光バス株式会社】

令和6年9月末現在

整備項目	取組内容	実施予定期間	区分	
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施	随時	継続実施	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	座席譲りに関するステッカーの貼付や優先席付近へのヘルプマークの表示	通年実施	● (教育啓発※)
		携帯電話マナーに関する車内アナウンスの実施やポスターの掲出、テロップ表示による安全啓発	通年実施	● (教育啓発※)
		マナー向上に関する案内放送の実施、情報案内ディスプレイ・LED案内表示装置によるマナー啓発	通年実施	● (教育啓発※)
	職員への研修・教育の実施	バリアフリーに関する対応マニュアルの策定・周知、職員の接客向上や理解促進のための研修会の実施	定期的	● (教育啓発※)
		ヘルプマークに関する周知徹底のための教育の実施	随時	● (教育啓発※)
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	バリアフリー関係セミナーへの参加	随時	● (教育啓発※)
		手話及び聴覚障がいの理解促進に向けた研修会への参加	随時	● (教育啓発※)
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	-	-	-

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

○ この公共交通特定事業計画は、大阪市が独自の様式を定め、各鉄道事業者等に提出を求め、ホームページ用に編集しています。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と実施予定期間を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	取組内容の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※取組内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により取組時期が異なる場合があります。